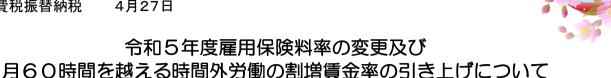
カワサキ会計事務所ニュース

令和5年4月号 第33号

発行所 カワサキ会計事務所 〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835 URL http://www.kawasaki-kaikei.com 発行人 税理士 川崎 清廣

4月の税務カレンダー

個人所得税振替納税 4月24日 個人消費税振替納税 4月27日



①令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率が引き上げられます。

一般の事業の場合		現行	R5.4~R6.3	
雇用保険		13.5/1000	15.5/1000	
	失業等給付·育児休業給付 (労働者負担)	5/1000	6/1000	
	失業等給付・育児休業給付 (事業主負担)	5/1000	6/1000	
	雇用二事業 (事業主負担)	3.5/1000	3.5/1000	

[※]変更のタイミングは、「4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与」からです。

②中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

1か月の時間外労働	改正前		改正後	
(1日8時間・1週40時間			2023年4月1日から	
を越える労働時間)	60時間以下	60時間越	60時間以下	60時間越
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	50%

・深夜労働との関係

月60時間を越える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、 深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働の関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、 それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。例えば、一般的に週休2日制をとっていて、法定休日の 日曜に行った労働は時間外労働には含まれませんが、土曜に行った労働は時間外労働に含まれます。 日曜に行った労働は法定休日労働となるので、35%の割増賃金率となります。

※法定休日とは、使用者が労働者に必ず与えなければならない休日のことで、毎週少なくとも1回の休日を与えなければなりません。

• 代替休眠

月60時間を越える法定時間外労働を行った労働者に対して、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることができます。ただし、代替休暇制度導入にあたっては、労使協定を結ぶことが必要です。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

<類似業種平均株価表(R4年11月、12月分)・・国税庁が公表>

国税庁は令和5年1月13日付、「令和3年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A (株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。URLは?

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r04/2206/index.htm

昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月1日から3月15日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります。 従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。